

# 災害時の備え 進んでいますか？



とどまるマンション促進課長  
“とどまるくん”

令和8年度  
複数回申請可能！

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

## 事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時に、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには日頃からの防災訓練、備蓄等の備えが重要です。


東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助を行います。

「東京とどまるマンション」への登録と補助を活用して災害に備えてください！



とどまるマンション促進課長  
“とどまるくん”

 東京都

詳細は裏面を御覧ください 

## 補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。町会等と合同で防災訓練を行う場合は補助率等が高くなります。

	補助率	上限額	申請期間	※予算がなくなり次第終了します。
マンション単体 で防災訓練(※)	通常分 2/3	100万円 <b>UP!</b>	令和8年6月5日から	令和8年12月25日まで
町会等と連携して 防災訓練(※)	地域連携分 10/10	150万円 <b>UP!</b>	令和8年6月5日から	令和8年12月15日まで

※通常分:安否確認訓練と資器材を活用した訓練の実施が必要

地域連携分:合同防災訓練とマンション単体での安否確認訓練の実施が必要

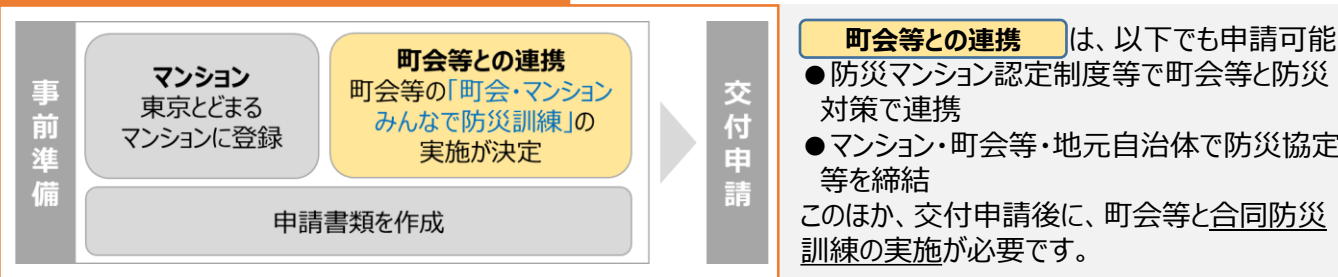
- 補助の対象となるもの 防災備蓄資器材の購入に係る経費（飲料水・食料は対象外）  
（例）発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器  
マンホールトイレ上部構造物 など
- 補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者



**新規**

令和7年度までに補助を受けたマンションであっても、補助上限額までの範囲で、複数回申請が可能（申請期間 令和8年11月25日まで）

### 申請までの一例（地域連携分の場合）



## 「東京とどまるマンション」の登録要件

- 耐震性
    - 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
    - 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの。
  - ソフト対策※
    - <必須事項> 防災マニュアルを策定していること。
    - <選択事項> 年1回以上の防災訓練の実施、安否確認方法の構築のうちいずれか一つに取り組んでいること。
- ※非常用電源でも登録は可



## 登録申請窓口・補助金申請窓口

- 「東京とどまるマンション」受付事務局 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について ☎ 03-5937-1173

補助金について ☎ 03-5989-1547